

授業サポート教員（サポート教員）

令和8年4月

1 趣旨

近年の児童生徒数・学級数の減少等により、加西市内の小中学校において小規模化が進んでいる。こうした背景を受けて、今後、免許外申請をする学校も出てくる可能性が否めない。教職員定数の改善が進まない現況に加え、近隣の市町・学校からのサポートも受けにくい状況にある。その中において、授業水準を確保し、免許外申請を避け、教職員の授業負担を軽減するため、授業における教科指導のサポートをする人材が求められている。

そこで、授業を行う「授業サポート教員（以下「サポート教員とする」）」を派遣し、児童生徒の確かな学力定着を目指し、学力保障を担保する。

2 派遣校

派遣を希望する小学校・中学校（ただし、教育委員会が指定した学校に限る）

3 サポート教員の条件

- ・有効な当該校種・教科の教員免許状

4 派遣期間（委嘱期間）

- （1） 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間とする
- （2） 授業日とする（長期休業中は除く）
- （3） 1日あたりの派遣時間（授業時間）は、5時間程度とする。
- （4） 派遣日数については、最大年間40週とする。派遣日及び派遣時間については、教育委員会、学校長と指導員の間で決定する。

5 業務内容

派遣先学校長の命を受け、サポート教員は次の事項に携わる。

- ・授業

※ 指導計画、指導案、指導内容、テスト作成、評価、教材準備や教材作成も含む。

6 謝金等

- （1） 授業1コマあたり1,800円（謝金）を支給する。（通勤手当を含む）
- （2） 加西市教育委員会は、活動状況や派遣の効果を把握するため、派遣学校を訪問することがある。